

四日市市指定特定相談支援等体制強化補助金に係る Q & A

<事業の目的等について>

Q1. この事業の目的は

A 1. 障害福祉サービスが充実してきている中で、相談支援専門員の不足から「適切な福祉サービスに繋がらない」、「ライフステージの転換期に支援が途切れてしまう」などが懸念される状況にあることから、民間事業所において複数の職員を確保できるよう、当該事業により報酬に上乘せ補助を支給することで、乳幼児期から学齢期、学齢期から成年期への障害児・者相談支援事業の途切れのない支援の強化を図ることを目的としています。

Q2. どのような補助か

A 2. 四日市市が計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の支給決定を行った者と相談支援の契約をし、支援を実施した要綱に定める相談支援事業所に対して補助を行います。

Q3. 補助金を受けられる事業所は

A 3. 四日市市が受給者証を発行している障害者または障害児と特定計画相談または障害児相談支援の契約を締結している四日市市及び三重郡 3 町（菰野町、朝日町、川越町）に所在している特定計画相談事業所及び障害児相談支援事業所です。

Q4. この補助制度はいつまで続くのか

A 4. この制度は令和 4 年度から 5 年間の事業です。相談支援専門員の配置状況、セルフプランの推移などを踏まえて、事業の継続、廃止、見直しを含め検討を行います。また、障害福祉サービス報酬の改定により、補助単価を変更する場合があります。

<補助金申請書類について>

Q5. 書類の提出先はどこか

A 5. 計画相談支援給付費の支給決定を行った者に係る申請については、
〒510-8601 四日市市役所健康福祉部障害福祉課

障害児相談支援給付費の支給決定を行った者に係る申請については、
〒510-0085 四日市市役所こども未来部こども発達支援課 へ提出してください。

Q6. 提出方法は

A 6. 基本的には郵送にて提出してください。持参いただいてもかまいませんが、窓口での審査等は行えません（不備があれば後日ご連絡いたします）。
申請書類に対象者（児）の個人情報を含むため、メールでの提出は原則不可とします。

Q7. 書類の提出の締切はいつか

A7. 交付申請書については、2回締め切りがあります。

申請年度の4月1日時点での新規契約者と前年度からの継続契約の対象者（児）については同年度の5月31日まで、それ以降の新規契約分については、申請年度の3月31日までに提出してください。

実績報告書については申請年度の3月31日までが締め切りです。

Q8. 障害者と障害児の申請を一括することは可能か

A8. サービス種類により担当課が分かれますので、障害者と障害児をそれぞれ分けて書類を作成してください。なお、書式は統一しております。

Q9. 交付申請の添付書類の「契約を交わしたことが分かる書類」とはどのようなものか

A9. 「新規」の場合…契約内容報告書、契約書の写し など

「継続」の場合…契約内容報告書、契約書の写し、モニタリング報告書 など

Q10. 書類を出せば必ず補助されるのか

A10. 補助要件を満たすことが必要となります。また、予算の範囲内での補助となりますので、予算を超えた場合は受付できません。なお、同一利用者1名につき1年度、事業所ごとに1回の申請とし、3回を限度とします。

ただし、他事業所への移管等で一度契約を解除し再度契約した場合は、再契約年度から改めて3回を限度として申請が可能です（イメージ図⑤参照）。

Q11. 実績報告は何の実績を報告すればよいのか

A11. 補助金の申請対象となった対象者（児）の一覧と、補助金の申請年度とその前年度における相談支援専門員や担当件数、紹介件数等の比較表（成績書）、補助事業の効果を図る指標、補助金を受けた事業所単独の収支決算書等を提出いただきます。

<補助対象の考え方について>

Q12. 「新規」と「継続」の考え方は

A12. 「新規」とは、各事業所において新規利用者への支援を行った場合の他、他事業所からの移管、障害児から障害者の移行、セルフプランから計画相談への移行も含まれます。

「継続」とは、各事業所においてすでに登録済みの利用者への支援を行った場合です。

Q13. 契約後、利用計画作成に至らず、給付費の請求ができなかった場合は請求できないのか

A13. 「新規」として請求できます。この場合、申請書の添付書類として、契約内容報告書の写しまたは契約書の写しと経緯の分かる相談記録の写しを提出してください。

Q14. 障害児相談支援と特定相談支援の指定を受けている事業所において、利用者が18歳に到達したことにより、障害児相談支援から計画相談支援に移行した場合の取扱いは

A14. 計画相談支援は「新規」として取り扱います。なお、移行前の障害児相談支援も「新規」または「継続」として請求は可能です。

Q15. 前の問(Q14)について、障害児相談支援の補助金をすでに3年度補助金を受けていた場合、特定計画相談支援として補助金を受けることができないのか

A15. 障害児相談支援から計画相談支援に変更となった場合はサービス種類が異なるため、障害児相談支援ですでに3年度分の補助金を受けていた場合についても、特定計画相談支援の補助金を初回分として新たに受けることが可能です。

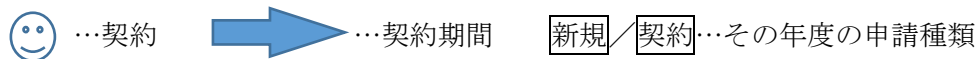
Q16. 同一利用者において、3年を補助の限度としているが、同一利用者の考え方は何か


A16. 同じサービス種類（計画相談支援または障害児相談支援）の中で同じ受給者証番号である人物を同一利用者として考えます。

Q17. 利用者が年度途中で事業所を変更した場合は、どうなるのか

A17. 変更前、変更後の事業所ともに算定が可能ですが、提出前に申請する書類等について担当課へご相談ください。なお、変更後の事業所は「新規」の算定年度となります。

補助金交付イメージ



R3	R4	R5	R6	R7
①令和3年度以前から継続して同じ事業所を利用する場合				
😊	継続	継続	継続	
②令和4年度に契約し、同じ事業所を利用する場合				
	😊 新規	継続	継続	
※同一利用者で 3年取得したため R7は取得不可				
③令和3年度以前からA事業所を利用し、5年度にB事業所へ移管した場合 (ABともに四日市市内の事業所)				
A事業所 😊	継続	継続		
		B事業所 😊 新規	継続	継続
④令和4年度中に契約をしたが、計画作成に至らなかった場合				
	😊 新規			
R3	R4	R5	R6	R7

